

告訴等の受理及び処理要領の制定について（通達）

発出年月日：平成14. 7. 24
文書番号：沖例規捜一4ほか
公表範囲：概要

告訴等は、多くの場合、国民が警察を最後のよりどころとして救いを求めてくるものであり、特に告訴・告発は、国民にとって直接、捜査機関に対して相手方の処罰を求める唯一の手段であることから、その取扱い次第では、国民の警察に対する信頼を失墜しかねず、また、被害者対策の面からも適正な対応が強く望まれるものである。

これまで、告訴等の取扱いについては、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）、犯罪捜査規範施行細則（昭和47年沖縄県警察本部訓令第52号）及び旧例規に基づき実施してきたところであるが、最近の告訴等の取扱いを見ると、知能犯罪以外の告訴等の取扱いについては、具体的な要領が定められていないこともあって、告訴等の相談時における不適正な取扱いや受理後の捜査の停滞等の問題が散見されるところである。

こうした現状を踏まえ、知能犯罪の告訴等はもちろん、あらゆる事件の告訴等の受理等について、一層の適正化を図るため、本要領を制定するものである。